

申請日 令和 年 月 日

### 練馬区産業融資「景気対策特別貸付」郵送チェックリスト(個人)

- チェックリストで資格要件、必要書類を確認の上、申込書・必要書類と一緒に同封してください。  
○郵送で送付いただいた書類は返却いたしませんので、押印のある書類・申込書以外は全てコピーでお送りください。※返信用レターパックライトの同封をお願いします。

事業所名	代表者氏名
申込内容	景気対策特別貸付 限度額1,500万円 資金使途 運転・設備
日中連絡の取れる	
電話番号	( ) 担当者

確認事項		チェック
資格要件	1 住所または主たる事業所の所在地が1年以上前から練馬区内にあり、同一事業を引き続き1年以上営んでいること	<input type="checkbox"/>
	2 確定申告をしており、事業収入が給与収入を超えていていること	<input type="checkbox"/>
	3 納期の到来した住民税および軽自動車税を完納していること※分納している場合は分納計画書と分納後の納期が到来した住民税の領収書が必要です。	<input type="checkbox"/>
	4 区からの信用保証料補助金返還請求の対象事業者ではないこと	<input type="checkbox"/>
	5 融資を受ける資金の使途が適切であり、かつ返済能力があること	<input type="checkbox"/>
	6 申込月の3か月前の月を含む連続した3か月または12か月の期間において、その前年同期から同一事業を行っており、前年同期と比較し売上高または利益率(売上総利益率または営業利益率)が減少していること※店舗の増減等の業態の変化による減少は対象となりません。	<input type="checkbox"/>
申込書・必要書類	1 申込書の記入漏れはないか	<input type="checkbox"/>
	2 発行から3か月以内の住民票 ※練馬区に住民登録がある方は不要	<input type="checkbox"/>
	3 住民税の納付状況の確認方法および必要書類(該当するものにチェック) ①1月1日(1~6月は前年の1月1日)以前から練馬区に住民登録がある方は必要書類はありません ②前項に該当するが、納付から2週間以内の方は領収書または記帳済みの通帳の写しが必要です ③①,②ともに該当しない方で非課税の場合は非課税証明書、住民税課税の場合は納期の到来した当年度(4~6月中は前年度)分の住民税領収書(口座引き落としの場合は記帳済みの通帳の写し)および納税通知書、または納税証明書が必要です。	<input type="checkbox"/>
	4 直近の確定申告書(税務署または青色申告会の受付印のあるもの)、電子申告の場合は受信通知の添付のあるもの※受信通知がない場合は納税証明書その2を添付(税務署で発行できます)・練馬東税務署03-6371-2332・練馬西税務署03-3867-9711	<input type="checkbox"/>
	5 事業に係る有効な許可・認可・届出等が確認できるもの(必要な業種のみ)	<input type="checkbox"/>
	6 売上が客観的に確認できる書類(景気対策等特別貸付)いずれかひとつにチェック ①「税理士〇〇〇〇私印」の署名捺印のある売上比較表等の原本 ②会計ソフトで作成した月次試算表等 ③帳簿、請求書、通帳等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	7 資金使途が設備資金の場合、正式な見積書または工事請負契約書等	<input type="checkbox"/>
	8 代表者が外国の方の場合、在留資格・在留期間の記載がある住民票または在留カード、特別永住者証明書の写し ※練馬区に住民登録がある方は不要	<input type="checkbox"/>
	9 送付先住所が記入されている返信用レターパックライト	<input type="checkbox"/>

備考